

「モノなしマルチ商法」に気を付けよう！

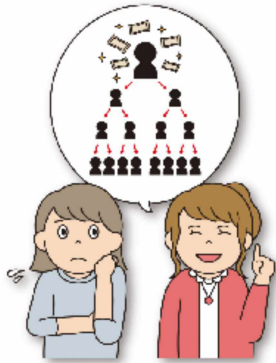
ケース1

SNSで知り合った男性から「仮想通貨を購入すれば、1ヶ月10%ずつ増えて儲かる」と説明を受けた。さらに誰かを誘って入会すればマージンがもらえと言われた。お金が無いと伝えたが、消費者金融から借りよう言われ、70万円を借りて支払った。実際には儲からず、返金が大変で解約したいと伝えたが、対応してくれない。

ケース2

友人にカフェに誘われたら、海外ギャンブルに詳しい人を紹介され「海外スポーツの勝てる試合の情報がSNSで配信される。賭けたら儲けられる」と勧誘された。入会に30万円かかると言われ、お金の支払いが不安だと伝えたら、人を紹介すれば7万円のマージンを受け取れると説得された。情報は届くが実際は赤字であり、人集めの話が多く周囲から嫌がれるので解約したい。

**「モノなしマルチ」に勧誘され、多額の被害や友人関係に影響も・・・
事業者の実態や儲け話の仕組みが分からない勧誘に気を付けよう！！**



※「マルチ取引」とは

商品・サービスを契約して、次は自分が勧誘者となって次の買い手を探し、紹介料などを得る商法。人を紹介することで組織が拡大していくのが特徴。

※「モノなしマルチ商法」とは

暗号資産（仮想通貨）や海外事業等への投資など、具体的な商品がないマルチ商法。儲かることばかり強調されるが実態や儲かる仕組みが不明なケースが多く見られます。

対処アドバイス

- 儲け話の仕組みや事業者の所在地や連絡先が分からない場合は契約をしないようにしましょう。
- 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。
- 友人からの誘いであっても契約をしたくなければきっぱりと断りましょう。また友人を勧誘することにより周囲を巻き込んで人間関係を壊してしまう恐れもありますので注意しましょう。
- 契約してしまった場合でもクーリング・オフ期間内（書面をもらってから20日間）であれば契約を解除することができます。期間経過後も、一定の条件であれば中途解約も可能ですので、早めに窓口にご相談しましょう。
- 困ったときは、一人で悩まず相談しましょう。
 - ・消費者ホットライン ☎188「嫌や（いやや）」泣き寝入り
地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活窓口をご案内します。
 - ・相談専用電話 ☎050-7505-0999
、 北海道立消費生活センター **受付時間** 平日/午前9時～午後4時30分